

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和元年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
青森県 令和元年(調)第1号事件	砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件	R1.7.26
京都府 令和元年(調)第2号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	R1.7.9
京都府 令和元年(調)第3号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件	R1.7.12
大阪府 令和元年(調)第2号事件	家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件	R1.7.17
大阪府 令和元年(調)第3号事件	解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求事件	R1.8.14
大阪府 令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	R1.9.2
兵庫県 令和元年(調)第2号事件	マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償請求事件	R1.9.2
佐賀県 令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のおそれ公害防止請求事件	R1.8.19
大分県 令和元年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件	R1.8.22

## 2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 平成30年(調) 第2号事件  [鑄造製鋼原料加工販売業者土壌汚染物質撤去等請求事件]	栃木県 住民1人	鑄造製鋼 原料加工 販売会社	平成30年12月17日受付  被申請人が過去に行った切削油等の投棄によって生じた申請人所有地の土地中の土壌汚染について、被申請人は、不法行為責任などの法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人所有地の土地中の土壌汚染物質を撤去するか、または相当額の損害賠償を行うこと。	令和元年7月29日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
富山県 平成30年(調) 第1号事件  [食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件]	富山県 住民1人	食品製造 会社	平成30年2月16日受付  申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	令和元年7月5日 調停成立  調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
愛知県 平成30年(調) 第1号事件  [大型空調室外機からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民2人	特定非営 利活動法 人(福祉 事業)	平成30年2月28日受付  被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穩に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。	令和元年7月22日 調停成立  調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
京都府 平成30年(調) 第2号事件  [漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	京都府 住民2人	漬物製造会社	平成30年8月22日受付  (1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化している、(2)悪臭流入のため、窓等を解放して外気の導入ができない、(3)嗅いだ悪臭が鼻腔内に長時間残ることにより、極めて不快、(4)不快な悪臭のため、清掃等の屋外作業を短時間しか行えない、(5)工場の排気設備からの騒音(低周波成分を含む)が24時間発生、(6)騒音により、睡眠障害など、近隣の生活環境が悪化している、(7)申請人による騒音測定の結果、騒音の値が夜間の騒音に係る基準値に適合していない。よって、被申請人は、騒音・悪臭を低減すること。	令和元年9月2日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
京都府 平成31年(調) 第1号事件  [防霜ファン稼働請求事件]	京都府 住民1人	京都府 住民1人	平成31年3月4日受付  (1)被申請人から停止の申し入れを受けて以来、防霜ファンは稼働しておらず、家屋に近く騒音の大きい3基は撤去移転する予定にしている。(2)このまま稼働できない場合、申請人が投資した事業効果が得られないだけでなく、霜で茶園に損害を被り生産額に影響を及ぼす恐れがある。(3)京都府の補助事業で整備したものであり、稼働しないと事業効果も得られない。(4)防霜ファンは茶の芽が出る3月～5月の期間のうち、気温が4℃以下になると自動的に運転し、気温が上昇すると自動で停まるので、稼働する条件は限られており、年間での運転日数は少ない状況にある。よって、被申請人は防霜ファン8基のうち5基の稼働を認めること。(稼働しない防霜ファン3基は撤去移転する)	令和元年8月20日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第4号事件  [保育園騒音問題 承諾請求事件]	学校法人 (保育園 経営)	大阪府 住民2人	平成30年5月25日受付  被申請人らは保育園の隣人であり、申請人が平成29年に新たな保育園設置を計画したことに反対するとともに、保育園の園児の声が騒音で迷惑であるとして、園児を園庭で遊ばせないことを要望してきた。申請人は、近隣との円満な関係に配慮する必要があると考える一方、園児の健全な育成の観点から園児の園庭での遊戯は必要不可欠であると考えている。よって、被申請人らは、申請人が経営する保育園の園庭において園児が遊戯すること（声を出して自由に遊具等で遊ぶこと等）を承諾しなければならない。	令和元年7月2日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成31年(調) 第2号事件  [家庭用ガスエンジンコジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	大阪府 住民2人	平成31年4月16日受付  申請人は平成20年夏頃から、被申請人住居に設置された家庭用ガスエンジンコジェネ「エコウィル」から発せられる運転音等により、不眠、多発性円形脱毛症等の体調不良が生じるようになった。申請人は平成20年11月、被申請人に対して同機器の夜間の稼働停止の申入れを行ったが、被申請人らは話し合いに応じなかったため、平成21年5月から6月に、申請人宅の窓を二重サッシにする工事や防音板の設置を行ったが、体調不良が改善することはなく、平成30年11月以降、精神科を受診するようになった。申請人の被害が深刻であるにもかかわらず、被申請人らとの話し合いもできないことから本件調停に及んだものである。よって、被申請人ら住居に設置された家庭用ガスエンジンコジェネ「エコウィル」の撤去又は移設、若しくは稼働停止等の措置を講じることを求める。	令和元年9月25日 調停成立  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和元年(調) 第2号事件  [家庭用ガスエンジンコジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	ガス事業者	令和元年7月17日受付  大阪府平成31年(調)第2号事件と同じ。	令和元年9月25日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
兵庫県 令和元年(調) 第1号事件  [救急車両騒音防止対策請求事件]	兵庫県 住民1人	市(代表者市長)	令和元年5月8日受付  A市の救急車から発生する騒音により、生活上の支障がある。よって、A市の救急車が県道から市民病院までの約400mを走行する際、サイレンの音量を50デシベル以下にすること。	令和元年8月30日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
沖縄県 平成30年(調) 第1号事件  [コンビニエンスストアからの悪臭被害防止請求事件]	沖縄県 住民2人	小売業会社(コンビニエンスストア)	平成30年7月10日受付  自宅に隣接するコンビニエンスストアからの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。	令和元年9月20日 調停成立  調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和元年7月1日から令和元年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

## ちょうせい

第99号 令和元年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591 (直通)

Fax : 03-3581-9488

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。